平成２２年（フ）第３２３号
長崎県佐世保市山手町27番10号、旧住所福岡県福岡市博多区下呉服町３―11―605
債務者　皆芳　洋介
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
長崎県佐世保市針尾中町882番地１
債務者　吉田　真高
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３３１号
長崎県西海市西海町横瀬郷3124番地
債務者　山田　美和
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
長崎県佐世保市浅子町279番地、旧住所長崎県佐世保市光町２番地16　サンハイツ101
債務者　竹川　良太
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
島根県大田市大森町イ984番地、前住所島根県大田市久手町波根西1327番地１
債務者　藤井　博子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１２３号
島根県出雲市松寄下町676番地４　トワイエＭ＆ＭⅢ―103、前住所島根県出雲市白枝町391番地14
債務者　岡　　孝示
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第６８号
石川県羽咋郡志賀町堀松５の２番地62
債務者　髙村　　学
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午前９時40分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第２１１号
沖縄県沖縄市泡瀬３丁目18番28号　渡慶次アパート302号
債務者　諸見里さやか
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２１７号
沖縄県沖縄市園田３丁目８番20号
債務者　佐久川亜矢子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１５３３号
東京都八王子市城山手２丁目32番６号
債務者　山内　健至
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５６４号
東京都清瀬市中清戸２丁目626番地５コーポ北斗101
債務者　神武由美子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５７５号
東京都東村山市廻田町４丁目３番地３ハイツタカヨシ303
債務者　山田　　眞
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５７９号
東京都立川市富士見町６丁目38番３号青柳方
債務者　木下　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５１４号
青森県上北郡東北町字塔ノ沢山90番地
債務者　瀬川　竹志
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
長崎県佐世保市権常寺町416番地１　コプスヒルズ202号、旧住所長崎県佐世保市中原町10番10号
債務者　久光　康弘
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係